

## 閲覧が一時不能となる史料について

令和5年12月～令和6年3月の間において、戦史史料のマイクロフィルム撮影は予定されていないため、マイクロフィルム撮影の実施による閲覧が一時不能になる史料はございません。

なお、業務の都合により、一時的に閲覧不能となる史料がある場合がございますので、閲覧不能史料の細部につきましては、電話 03-3260-7102 にて、閲覧室係員へお尋ねください。